

岩手県告示第269号

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち総務部に係るものを次のように定め、平成20年4月1日から施行し、岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金のうち総務部に係るもの（平成18年岩手県告示第498号）は、平成20年3月31日限り、廃止する。

平成20年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

室課名	事業名
総務室	私立学校運営費補助、私立学校教職員退職金給付事業費補助、日本私立学校振興・共済事業団補助、私立高等学校一般施設整備費補助、私立高等学校等授業料減免補助及び公立大学法人岩手県立大学運営費交付金
税務課	納税貯蓄組合連合会等補助（岩手県納税貯蓄組合連合会に係る補助金に限る。）、軽油適正流通対策推進費補助、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金及び自動車取得税交付金
管財課	県有資産所在市町村交付金
総合防災室	岩手県消防協会補助、消防防災施設等整備事業費補助及びヘリコプター運航調整交付金